

(質問)

現在、看護大学（看護大学短期大学部）の学生ですが、災害を受けた場合の授業料の減免等について教えてください。

(回答)

授業料については、死亡、休学、その他の特別の事情がある場合は、減額又は免除することができます。

災害を受けた場合は、できるだけ早く、看護大学（看護大学短期大学部）の事務局へ相談してください。

(参考) 山梨県立看護大学授業料、入学料及び入学検定料条例第6条

山梨県立看護大学短期大学部授業料、入学料及び入学検定料条例第6条

(問い合わせ先)

連絡先	山梨県立看護大学（山梨県立看護大学短期大学部）事務局
担当	学務課
電話	055-253-7859
FAX	055-253-7781
E-mail	kangodai@pref.yamanashi.jp
ホームページ	<a href="http://www.ycn.ac.jp">http://www.ycn.ac.jp</a>

(質問)

山梨県看護職員修学資金の貸与を受け、現在返還をしていますが、災害を受けた場合の減免等について教えてください。

(回答)

災害、疾病その他やむを得ない理由がある場合は、返還期日が到来していない部分に係る修学資金の返還を猶予することができることになっています。

(参考) 山梨県看護職員修学資金貸与条例第10条1項3号

(問い合わせ先)

連絡先	山梨県福祉保健部医務課
担当	看護担当
電話	055-223-1483
FAX	055-223-1486
E-mail	imuka@pref.yamanashi.jp
ホームページ	<a href="http://www.pref.yamanashi.jp/index.html">http://www.pref.yamanashi.jp/index.html</a>